

改正

平成22年2月26日告示第26号

平成23年3月30日告示第60号

平成24年3月30日告示第86号

平成25年3月25日告示第32号

平成27年3月23日告示第46号

平成30年4月1日告示第109号

糸魚川市建設工事等制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）契約に係る制限付き一般競争入札（入札参加資格に一定の条件を加え、当該参加資格を有する者による一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げる工事等とする。ただし、災害等の緊急工事等、関連・附帯工事等、特別な事由のある工事等については、この限りでない。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超える建設コンサルタント等業務
- (3) その他市長が特に必要と認めた工事等

2 市長は、制限付き一般競争入札の参加資格要件（以下「資格要件」という。）を定めようとする場合は、糸魚川市競争入札選定委員会（糸魚川市競争入札選定委員会規程（平成18年糸魚川市訓令第39号）第1条に定めるところによる。以下「選定委員会」という。）の審査を経なければならない。

(入札参加資格等)

第3条 制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第10号）又は糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第11号）に基づいて対

象工事等の工種又は業種に係る入札参加資格名簿に登載されている者であること。

(2) 対象工事等に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

(3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出を行った日から開札日までの間、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成27年糸魚川市告示第41号）に基づく指名停止等を受けていない者であること。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が当該対象工事等に関し公告した要件を備えていること。

2 前項の規定にかかわらず、糸魚川市建設工事共同企業体運用基準（平成17年糸魚川市訓令第45号）又は糸魚川市建設コンサルタント等業務共同企業体運用基準（平成22年糸魚川市訓令第7号）に基づいて、特定共同企業体に付すべき対象工事等については、市長が別に定める。

（入札の公告）

第4条 制限付き一般競争入札の対象工事の公告は、糸魚川市ホームページ及び新潟県入札情報サービスに掲載して行うとともに、その写しを設計図書閲覧所において閲覧に供するものとする。

（公告事項）

第5条 前条の規定により公告する事項は、糸魚川市財務規則（平成17年糸魚川市規則第49号）第154条の規定によるものとする。

（申請書の提出）

第6条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加申請者」という。）は、公告で定める申請期間に申請書を市長に提出しなければならない。

（参加資格審査）

第7条 市長は、参加申請者が提出した申請書の確認審査を行い、入札に参加する資格を有しない者がいる場合には、その者に対し開札日の3日前までにその旨を通知しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、1日前までにその旨を通知することができるものとする。

（入札参加者名の公表）

第8条 制限付き一般競争入札の参加申請者名は、入札が終了するまで非公開とする。

（入札の中止等）

第9条 市長は、制限付き一般競争入札の入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

（資格要件の変更）

第10条 市長は、参加申請者数が少数で競争性が確保されないと認めるときは、選定委員会の審査を経て、資格要件等の変更を行うことができる。

(設計図書の閲覧等)

第11条 対象工事等に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、新潟県入札情報サービス及び財政課において閲覧又は貸出しに供する。

2 設計図書を閲覧又は貸出しに供する期間は、公告の日から開札日の前日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から実施する。ただし、第3条第1項第4号の規定は、平成19年4月1日から実施する。

改正文（平成22年2月26日告示第26号抄）

平成22年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成23年3月30日告示第60号）

平成23年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月30日告示第86号）

平成24年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年3月25日告示第32号）

平成25年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月23日告示第46号）

平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年4月1日告示第109号）

告示の日から施行する。